砥部町議会平成28 年第 2 回臨時会会議録

平成 28 年第 2 回砥部町議会臨時会 会議録

招集年月日	平成 28 年 4 月 19 日 (火)
招集場所	低部町議会議事堂
開会	平成28年4月19日 午前9時30分 議長宣告
出席議員	1 番 小西昌博 2 番 古川孝之 3 番 菊池伸二 4 番 松﨑浩司 5 番 佐々木隆雄 6 番 森永茂男 7 番 西岡利昌 8 番 大平弘子 9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之 11 番 西村良彰 12 番 井上洋一 13 番 土居英昭 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好
欠席議員	14番 中島博志
地方自治法 第121条第1項 の規定により 説明のため 会議に出席 した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 武智省三 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 建設課長 白形敏明 学校教育課長 坪内孝志
本会議に職務の	では かため出席した者の職氏名 歳会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
議員の指名	1番 小西昌博 2番 古川孝之
傍聴者	1人

平成28年第2回砥部町議会臨時会 議事日程

- · 開 会
- 開議
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第2号 専決処分第1号の承認について (行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分第2号の承認について (砥部町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第4号 専決処分第3号の承認について (砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第5号 専決処分第4号の承認について (平成27年度砥部町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第8 議案第28号 平成28年度砥部町一般会計補正予算(第1号)
- · 閉 会

平成 28 年第 1 回砥部町議会臨時会 平成 28 年 4 月 19 日 (火) 午前 9 時 30 分開会

〇議長(井上洋一) ただいまから、平成28年第2回砥部町議会臨時会を開会します。 町長から招集のあいさつがあります。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 皆さん、おはようございます。開会のご挨拶を申し上げます前に、 まず、4月14日から続いております熊本・大分地震によりまして、お亡くなりになられ た方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された多くの方々にお見舞い を申し上げますとともに、1日も早く平穏な日常を取り戻されることを心からお祈り申 し上げます。それでは、平成28年第2回臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げ ます。新年度に入り、役場にも9人のフレッシュな新人職員が加わりました。私にとっ て、町長任期の最終年度となりますが、新人職員とともに初心を忘れずに最後まで全力 で町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。さて、本年度は、施政方針の最 重点項目にも掲げました待機児童の解消と保育施設の老朽化対策への取り組みといたし まして、麻生保育所の園内に仮設の園舎を設置したいと考えております。麻生保育所に つきましては、老朽化が著しく建替えも検討しておりますが、まずは、一刻も早く入所 を待ち望んでいる児童のために施設を確保したいと考えております。本日は、この園舎 の仮設に伴う補正予算を提案させていただくとともに、3月31日付けで専決処分をした 承認について、ご審議をお願いしております。いずれも詳細に説明をさせていただきま すので、ご議決・ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせて いただきます。

○議長(井上洋一) これから本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告いたします。14番中島博志君から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(井上洋一) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番小西昌博君、2番古川孝之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(井上洋一) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会は予定議案が少ないため、議会運営委員会の開催を省略しましたので、ご 了承くださいますようお願いします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(井上洋一) 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の 規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員よ り2月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で 諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第2号 専決処分第1号の承認について (行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例) (説明、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第4、承認第2号、専決処分第1号の承認についてを議題と します。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長(相原清志) 承認第2号についてご説明を申し上げます。お手元の承認第 2号をご覧ください。承認第2号、専決処分第1号の承認について。地方自治法第 179 条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこ れを報告し承認を求める。平成28年4月19日提出、砥部町長佐川秀紀。次の専決処分 書をお願いいたします。専決第1号、専決処分書。平成28年3月31日付けで、行政不 服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについて、地 方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成28年3月31 日に専決したものでございます。改正の内容につきましては、専決第1号資料でご説明 をさせていただきます。資料の方をご覧ください。行政不服審査法の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。 附則の第3項 中でございますが、改正が2か所ございます。現行の平成28年以後の年度分の固定資産 税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出の部分 を、平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規 定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更生に基 づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合に改め、 また、現行の平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に 登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査 の申出を除く。)の部分を、同日前に公示等がされた場合に改めます。今回の改正の主旨でございますが、平成28年3月定例会で可決されました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例において、一部改正をいたしました砥部町固定資産評価審査委員会条例の適用日に関する経過措置につきまして、平成28年4月1日以後に行われた公示等について適用するということを、より明確にするために改正をするものでございます。以上で改正内容の説明を終わります。それでは、専決処分書にお戻りください。附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上で承認第2号の説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。 「質疑なし」
- ○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

これから承認第2号の採決を行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

「起立多数〕

○議長(井上洋一) 起立多数です。ご着席ください。よって承認第2号は、原案のと おり承認されました。

日程第5 承認第3号 専決処分第2号の承認について (砥部町税条例等の一部を改正する条例) (説明、質疑、討論、採決)

- ○議長(井上洋一) 日程第5、承認第3号、専決処分第2号の承認についてを議題と します。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。
- ○戸籍税務課長(富岡修) 承認第3号、専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成28年4月19日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第2号、専決処分書でございますが、平成28年3月31日付けで、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例及び砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容でございますが、新旧対照表で説明させていただいたらと思います。それでは、専決第2号資料の1ページをご覧ください。第18条の2でございますが、行政不服

審査法の施行に伴い、異議申立て手続きは廃止され、不服申立ての手続きが審査請求に 一元化されました。これにより、不服申立てを審査請求に用語の改正を行うものです。 次に、第56条でございますが、これは固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告についての条文であります。改正の内容は、独立行政法人労働安全衛 生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に伴い新たに新設される独立行 政法人労働者健康安全機構に関する税制上の所要の措置でございます。続いて、2ペー ジの下段から3ページをご覧ください。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号 等の条例で定める割合についてでございますが、第4項は法律改正に伴い第6号から第 7号に改正するものです。3ページの第7項、第10項から14項、第18項につきまして は、すでに地方税法で固定資産税等の課税標準の特例として定められているもののうち、 再生可能エネルギー発電施設等の償却資産が、今回わがまち特例に新たに加わるもので ございます。続きまして、3ページの下段から4ページをご覧ください。附則第10条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申 告についてでございますが、4ページの第8項におきまして、熱損失防止改修工事に伴 う固定資産税の減額認定の基準の改正に伴い、申請書に法施行令で規定する補助金等の 額を記載することとなったものでございます。以上で本則第1条の改正内容の説明を終 わります。それでは、専決処分書にお戻りいただいたらと思います。専決処分書の2ペ ージをお願いします。続きまして、本則第2条、砥部町税条例等の一部を改正する条例 の改正内容についてご説明させていただきます。この改正は平成27年3月31日付けで 専決処分し、平成27年第2回砥部町議会定例会におきましてご承認いただいた町たばこ 税の経過措置についてでございます。それでは、専決第2号の資料にお戻りいただいて 5ページから8ページをご覧いただいたらと思います。砥部町税条例等の一部を改正す る条例、新旧対照表をご覧いただいたらと思います。ご承認いただいた経過措置につい ての内容については、特に今回改正はございません。今回の改正につきましては、全て 読み替え規定の部分について規定の整備を行ったものでございます。それでは、専決処 分書にお戻りください。専決処分書の2ページ下段から3ページをお願いいたします。 附則でございますが、附則第1条は施行期日について、この条例は、平成28年4月1日 から施行する。附則第2条は固定資産税に関する経過措置についてでございますが、新 条例附則第10条の2及び第10条の3の改正規定は、平成28年4月1日以降に新たに取 得した設備等に対して課する平成29年度以降の年度分の固定資産税について適用し、こ れ以外の新条例については平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用すると いうものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよ ろしくお願いいたします。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 [質疑なし] ○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

これから承認第3号の採決を行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(井上洋一) 起立多数です。ご着席ください。よって承認第3号は、原案のと おり承認されました。

日程第6 承認第4号 専決処分第3号の承認について (砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (説明、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第6、承認第4号、専決処分第3号の承認についてを議題と します。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(富岡修) 承認第4号、専決処分第3号の承認について。地方自治法 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に よりこれを報告し承認を求める。平成28年4月19日提出、砥部町長佐川秀紀。それで は、次の専決処分書をご覧ください。専決第3号、専決処分でございますが、平成28 年3月31日付けで、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が公布されたことに伴 い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第 1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容につきまし ては、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直しについてでござ います。新旧対照表により説明させていただきます。それでは、専決第3号資料の1ペ ージをご覧ください。第2条、課税額につきましては、第2項で基礎課税額の限度額が 52 万円から 54 万円に、第3項で後期高齢者支援金等課税額の限度額が 17 万円から 19 万円に改正されたことに伴い、規定の整理を行ったものです。続きまして、1ページ下 段から2ページをご覧ください。第23条、国民健康保険税の減額につきましては、第2 条同様、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額改正に伴い、それぞれ 52 万円から54万円に、17万円から19万円に改める規定の整理を行ったものです。次に、 同条第2号では5割軽減の対象となる世帯、軽減判定所得の算定におきまして基準額が 改正されたことに伴い、現行の26万円から26万5千円に、同条第3号では2割軽減の 対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、現行の47万円から48万円に改める規 定の整理を行ったものでございます。専決処分書にお戻りください。附則でございます

が、附則第1項では施行期日について、この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附則第2項では、適用区分について、改正規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康 保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例 によることとしています。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますよう よろしくお願いいたします。

- ○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 6番森永茂男君。
- ○6番(森永茂男) すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけど。これ、現行から 改正案にちょっと金額が増えとりますが、要はこの当事者にとっては、負担が増えるの か減るのか、そこをちょっと教えていただいたら思うんですが。
- ○**議長(井上洋一)** 富岡戸籍税務課長。
- ○戸籍税務課長(富岡修) 森永議員さんの質問にお答えいたします。まず、限度額が上がるということで、所得額の多い方につきましては負担増になります。ただ、基準額、軽減分が削減になることによりまして、軽減の方も増えるということになります。だから、所得の多い方は増えるんですけど、当然軽減のかかる方も増えていくという形になります。数字で言いますと、2万円上がることによりまして、限度額を超える方が、基礎課税額で2世帯ほど増えることになります。減ることになります。後期高齢者支援金の課税額につきましては17世帯減ると、限度額は上がるんで、世帯は増えるんですけど、限度額の世帯は減るんですけど、上限を超える方は負担が増える。それ以外の方は、基本的には下がるというふうにご理解いただいたらと思います。
- ○議長(井上洋一) 他ございませんか。

「質疑なし」

○議長(井上洋一)質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

これから承認第4号の採決を行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(井上洋一) 起立多数です。ご着席ください。よって承認第4号は、原案のと おり承認されました。

> 日程第7 承認第5号 専決処分第4号の承認について (平成27年度砥部町一般会計補正予算(第6号))

~~~~~~~~~~~~~

#### (説明、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第7、承認第5号、専決処分第4号の承認についてを議題と します。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは、承認第5号、専決処分第4号の承認につきま してご説明をさせていただきます。承認第5号をお手元にお願いをいたします。この専 決処分でございますが、町道久保田深田線道路改良工事にあたりまして、農業用水の確 保のための水路対策に不測の日数を要したため、28年3月末日の完成が見込めなくなり ました。3月31日付けで繰越明許につきまして、砥部町一般会計予算を専決処分により 補正をさせていただいたものでございます。承認第5号、専決処分第4号の承認につい て。地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり 専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成28年4 月19日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、専決処分書をお願いをいたします。専決第 4号、平成27年度砥部町一般会計補正予算第6号について。平成27年度砥部町一般会 計補正予算第6号について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平 成28年3月31日、砥部町長佐川秀紀。それでは、補正予算書の1ページをお願いをい たします。平成27年度砥部町一般会計補正予算第6号。平成27年度砥部町の一般会計 補正予算第6号は、次に定めるところによる。第1条、繰越明許費、地方自治法第213 条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表、繰越 明許費による。平成28年3月31日専決、砥部町長佐川秀紀。2ページをお願いいたし ます。第1表、繰越明許費、8款土木費、2項道路橋りょう費の町道久保田深田線道路改 良工事で繰越額は2,830万円でございます。以上で説明を終わります。ご承認賜ります ようよろしくお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 [質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

これから承認第5号の採決を行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

「起立多数]

○議長(井上洋一) 起立多数です。ご着席ください。よって承認第5号は、原案のと おり承認されました。

# 日程第8 議案第28号 平成28年度砥部町一般会計補正予算(第1号) (説明、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第8、議案第28号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは、一般会計補正予算第1号につきましてご説明 をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いをいたします。議案第28号、平 成28年度砥部町一般会計補正予算第1号。平成28年度砥部町の一般会計補正予算第1 号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総 額に歳入歳出それぞれ1,086万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ れ77億2,953万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金 額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、 債務負担行為補正、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。平成28 年4月19日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをいたします。歳出 でございます。3款民生費を1,086万8千円増額し24億9,826万円といたしました。内 容でございますが、2項児童福祉費で待機児童解消のため麻生保育所にリースによる仮 設園舎を設置するため、設計監理委託料、園舎借上料、備品購入費などの関係経費を 1,086 万8 千円増額するものでございます。 歳入でございますが2ページをお願いいた します。18 款繰越金、これは一般財源でございますが繰越金を1,086 万8千円増額をい たしました。次に4ページをお願いをいたします。債務負担行為でございます。麻生保 育所仮設園舎借上料に対する債務負担で、期間が29年度から30年度、限度額が1,987 万2千円でございます。以上で補正予算についての説明を終わります。ご審議賜ります ようよろしくお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 [質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

「起立多数]

○議長(井上洋一) 起立多数です。ご着席ください。よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、本日、提案させていただきました案件につきまして、ご議決・ご承認いただき、誠にありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。ご議決いただきました麻生保育所の仮設の園舎につきましては、安全第一に適正に執行するとともに、子育て世帯が、今後も安心して子どもを産み育てられる環境の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さて、4月も後半に入り、ウォーキングやサイクリングなど軽スポーツを楽しむには最高の季節となりました。私も健康のために時間を見つけて、サイクリングを楽しみたいと思っております。議員の皆様におかれましては、健康第一で、これからも本町の発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

○議長(井上洋一) 以上をもって、平成28年第2回砥部町議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 06 分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員